**精神科病院における虐待通報の義務化について**

令和６年４月から、精神科病院における業務従事者（※）による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化が始まりました。

障害者虐待防止法では、虐待の類型と定義は以下のように示されています。

|  |
| --- |
| ①身体的虐待障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 |
| ②性的虐待障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 |
| ③心理的虐待障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| ④放棄・放置（ネグレクト）障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上記に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |
| ⑤経済的虐待障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 |

ご自身が業務従事者から虐待を受けていると感じた場合、あるいは他の患者さんが虐待を受けている場面を見かけた場合は、以下の連絡先に通報してください。

|  |
| --- |
| 自治体の連絡先（電話番号や電子メール等） |

※　業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。